

真宗寺院にみる廃寺の現状：鹿児島県、富山県、 広島県の事例から

著者	星野 元興
雑誌名	地域政策科学研究
巻	10
ページ	121-139
別言語のタイトル	The current situation of abolished temples in a Jodo Shinshu sect : Cases from Kagoshima, Toyama and Hiroshima prefectures
URL	http://hdl.handle.net/10232/16667

真宗寺院にみる廃寺の現状

— 鹿児島県、富山県、広島県の事例から —

星野 元興

**The current situation of abolished temples in a Jodo Shinshu sect :
… Cases from Kagoshima, Toyama and Hiroshima prefectures …**

Motooki HOSHINO

Abstract

In recent years, the Buddhist temples which have existed along with the lives of Japanese people are gradually disappearing. In the previous studies, the main cause for the abolished temples have been discussed in relation to depopulation, since most of the decrease of the temples can be seen in depopulating areas. Of course, the depopulation would have a greater impact on the management of temples, however, the issues on the inner problems of the temples including organizational structure have not fully been examined. Thus, in the paper, I will show the process of shutting down of the temples through the cases of the ‘Shinsyu’ temples which are considered to be of little deviation in terms of time and locale in comparison with other Buddhist sects. Then I will discuss about the structure of each temple as a main cause for shutting down of the temples.

In conclusion, I will argue that the way of the conventional structure of the temple organization is not responding well to the current changes of the social environment, and that innovation in temple management is required for preventing the shutting down of the temples.

キーワード：1. 浄土真宗 2. 廃寺 3. 寺院マネジメント 4. 過疎 5. 寺院組織

Key Words：1. Jodo Shinshu 2. Abolished temples 3. Management of temple
4. depopulate 5. Temple organization

日本語要旨

これまで、日本人の生活とともにあった寺院が近年、姿を消しつつある。その多くが、過疎地域にみられるため、廃寺の主たる要因は過疎問題であるかのように捉えられがちである。もちろん、過疎による人口減が寺院経営に与える影響は大きい。しかし、過疎が唯一の要因であるといえるのか疑念を残す。そこで、本論では、時間的・地域的偏差が少ないとされる真宗寺院を中心に事例を取りあげ、真宗王国と呼ばれる鹿児島県と富山県、そして広島県の事例を合わせ、その経緯と寺院組織について考察した。

過疎問題は確かに重大な要因の一つであるが、それはあくまで寺院組織を取りまく社会環境の変化の一つであり、社会環境の変化は、常に繰り返されてきたことである。一方、本論では、寺院組織の構造的な問題、つまり寺院組織の体制に歪みが生じてきたことを指摘した。それはまさに、社会環境の変化に対応できない寺院組織の姿をあらわすものである。

例えば、鹿児島県の「番役」、富山県にみる「寺中制度」、そして広島県にみる「けきょう」の問題である。これらの制度は、寺院の興隆過程において、檀家からのニーズに応える形で発達した制度であった。しかし、時代が変わり檀家の意識も変わった。これまで、葬儀を中心とした宗教儀礼を主な役割として、江戸時代より続く寺檀制度を基礎に、檀家から支えられてきた寺院である。しかし、檀家側の宗教離れや葬送儀礼の変化により現在、寺院の期待される役割は、変わりつつある。だが一方で、寺院は、これまでの体制に縛られ、檀家からのニーズに応えられてはいえない。それが、現代の廃寺の根本要因にある。

つまり、廃寺の要因を過疎問題や檀家の意識変化など、社会環境の変化と捉えては生産的な議論には至らない。社会環境の変化は、常に起こることであり、長い歴史を持つ寺院はその都度、乗り越えてきた問題である。

そこで、本論は、廃寺の要因を寺院組織内に求め、それを「内的要因」と定義し、問題解決をめざすものである。

1. はじめに

これまで、日本人の生活様式の一部として存在してきた寺院であるが、近年その関わり方に変化が見られる。これまで、生まれたときは神社に宮参り、そして命尽きたときには寺院で葬式と信仰の対象としての役割とともに日本人の生活様式の一部としても定着し、先祖累代「家」の菩提寺として檀家¹や地域社会と共に存在してきた寺院である。

しかし、全国に75,976ヶ寺²あり、人々の生活とともにあったはずの寺院が現在、姿を消しつつある。つまり廃寺となりつつあるのである。寺院数こそ、1994年（平成6年）の76,077ヶ寺³と比較して101ヶ寺の減少にとどまってはいる。但し、これは、廃寺の一方で新設された寺院も存在するため必ずしも廃寺数ではない。また、101ヶ寺の減少も、法人格を抹消した寺院の数であり、法人格を抹消する寺院の他に、法人格を維持したまま活動を行っていない不活動寺院も存在し、実質、廃寺状態にある寺院数を全て把握することはできない。だが、2009年（平成21年）11月30日の「第157回宗教法人審議会議事録」に、総務課長の発言として「不活動宗教法人、平成20年12月末現在、これは都道府県に協力していただきまして、ある程度概略でつかんでいるところでございますが、4,500法人前後と。大臣所轄は今のところ数法人、不活動状況にあるのではないかとこのように見ております。特に円形図を見ていただきますと、神道系が40%、仏教系が54%等々、そういう比率になっているところでございます。

それから、今のところ全国の不活動宗教法人における被包括法人⁴の割合は約8割ぐらいかなということで、単立が多分約2割というような形に今のところ押さえているところがございます。」とあり、潜在している廃寺の実態を垣間見ることができる。

では、なぜ近年になって私たちの生活とともにあった寺院が廃寺となりつつあるのだろうか。一つには生活様式の変化が考えられる。その象徴的な状況が「直葬」と呼ばれる葬儀様式の広がりである。直葬とは2000年頃以降、注目された葬儀様式であり、僧侶や神主など宗教者

1 真宗では、本来「門徒」というが、本論では一般的な呼び名である「檀家」と統一する。

2 2008年12月31日現在。『宗教年鑑 平成21年版』2011 ぎょうせい。

3 1994年12月31日現在。『宗教年鑑 平成7年版』1995 ぎょうせい。

4 宗教法人のうち、包括法人の傘下にある宗教法人のこと。一般的な菩提寺の多くは、この被包括法人である。

を招いた宗教儀礼を行うことなく火葬に至る様式のことである。その割合は、都市部で全体の30%前後、地方でも20%は直葬ではないかといわれる状況にある⁵。つまり、これまで当たり前前に実施されていた僧侶による葬儀が実施されないということになる。このことは、「葬式仏教」と揶揄されながらも葬儀を中心とした檀家とのつながりの中で経営を行ってきた寺院にとって、寺院の経営モデルの根幹を揺るがす大きな問題となりつつある。

また、過去1年間にどれほど寺院を訪れる機会があったかを問うた小谷の調査⁶から、寺院の経営を揺るがす状況が他にも見てとれる。40歳から69歳までの全国男女600名を対象に実施されたアンケート調査であったが、寺院を訪れたことがある人は76.9%と高い割合にあるが、目的は「お墓参り」62.8%、「観光・旅行」33.7%が上位を占め、宗教儀礼、宗教行事などは「法事」30.5%、「お通夜や葬儀」21.9%、「お寺の行事（講演会、縁日、写経会、音楽会など）」14.5%に過ぎない状況にあり、信仰の場としての寺院離れを示す結果となっている。また、自らを「無宗教」とであると語る者も多い⁷。そのような状況の中、『葬式は、要らない』など新書を中心として寺院活動に関する多くの書物が出版され、その中で寺院のあり方が問われる昨今にある⁸。このように考えていくと、日本人の生活様式の変化、特に都市化された宗教観が寺院衰退の要因のようにみえてくる。また、浄土真宗本願寺派（以下本願寺派）の宗門長期振興計画の重点項目に「過疎・過密対策」が挙げられていることからみえるように、地方においては過疎問題が大きな問題としてとりあげられる。

しかし、廃寺の要因を、檀家の宗教離れ・寺離れ、そして過疎問題だけで捉えてよいものだろうか。

筆者は、廃寺の要因を檀家側の意識変化や地域の過疎といった社会情勢の変化にのみ求めるのではなく、寺院の組織側の問題として捉えるべきではないかと考える。寺院組織は、一般的な寺院でも数百年の長い歴史を持つ。しかし、その歴史の中で社会情勢は大きく移り変われども、寺院組織に大きな変化はみられない。そこに問題点があるのではないかと考えるのである。

そこで本論では、この仮説をもとに疑念を明らかにするため、真宗門徒が地域の大勢を占め「真宗王国」「安芸門徒」などと呼ばれる富山県と広島県で行った調査事例⁹と、明治期に、真宗布教が進んだことにより「真宗地帯」と呼ばれるようになった¹⁰鹿児島県の事例を合わせて、真宗寺院の廃寺の状況を中心に考察を深める。これは、真宗寺院が古くから一般庶民の寺院として親しまれてきたことに加え、「教理・儀礼は言うまでもなく、行事や寺院内部の集団構成などにおいても宗派的規定を受けているから、宗派の所属を異にする寺院間の比較よりも、同一宗派に共属する寺院の比較研究を通して寺院の相互関連と寺院を包括する宗派の理解に向かうのが賢明だろう¹¹。」との森岡の指摘をうけたものである。独立した経営を行っている寺院が

5 田代尚嗣2011『葬式にお坊さんは要らない』日本文芸社 p24.

6 小谷みどり2009「寺院とのかかわり～寺院の今日的役割とは」『第一生命経済研究所ライフデザインレポート』p28-35.

7 電通総研・日本リサーチセンター [2004]によると、18歳以上の男女約1,000人へアンケートを実施した結果、51.8%が「無宗教（宗教をもっていない）」と回答している。

8 秋田 [2011]、一条 [2010]、大村 [2012]、小谷 [2009]、高橋 [2009]、田代 [2011]、村井 [2010]。

9 富山県調査日時 [2012/03/24-2012/03/28] 広島県調査日時 [2012/06/08-2012/06/12]。

10 大村英昭1996『現代社会と宗教』岩波書店 p167.

11 森岡清美1962『真宗教団と「家」制度』創文社 p13.

多い中、一部宗派では包括法人を通じて資金の流用や退職後継者の指名などが行われる場合や、包括法人の積極的な関与による廃寺などが行われる場合も考えられる。包括法人の関与の状況が大きく異なる寺院間では、自ずと抱える問題も異なってしまう。さらに真宗寺院は「専修念仏・絶対他力の単純明快な教義を、中央教団の強力な指導のもとに伝持する、時間的・地理的偏差の少ない宗教である¹²。」と千葉が指摘するとおり、包括法人の指導のもと比較的統一された独立経営が行われており、その中で比較によって、廃寺に至った寺院と継続経営されている寺院との相違、檀家集団の活動様式の相違などが一段とはっきりとみえてくるものと考えられる。

2. 先行研究

現在抱える廃寺の問題は、新書などを中心に近年議論が活発化してきた社会問題であり、学術的な議論までには発展していない。そのため、管見の限り学術研究として現在の廃寺の要因に迫るまでの論述は見当たらない。

その中、敢えて読み深めていくなれば千葉が、約50年前に寺院経営の危機を指摘した記述¹³を挙げることができる。千葉は、鹿児島島の講道場の考察の中で、真宗寺院の経営危機に触れ「現在、人口の都市集中にともなう、過疎農山村の増加等によって、農山村に基盤をおく真宗寺院の経営危機が問題となっている。この危機打開の策として、寺院の統廃合と住職の兼業がとりあげられ、とくにその兼職就業比率は年々増加している。門徒への宗教行為の報酬によって生計を支えることはきわめて困難となり、住職は副業化しつつある。」と指摘する。また、その要因を「このような事態をもたらした原因は、道場の伽藍化、道場主の僧職専門化による門徒の経済負担の増大にある。」としている。これは、千葉が、過疎による農山村での寺院経営の限界を懸念し、その打開策として当時、寺院の大きな副収入源となりつつあった幼稚園・保育園経営をはじめとする「住職の兼業」、そして「寺院の統廃合」の必要性が当時、議論されていたことに言及したものである。しかし、千葉自身の指摘は、それをも最善の策とせず、「寺院の道場化、僧侶の道場主化という方向への転回」に解決策を求めるものであった。千葉の求める解決策は、大きな伽藍を持つ寺院様式を否定し、僧侶も専門化することなく、平素は農業などを営みながら地域に根付き、地域における葬儀や法要に際してのみ僧侶としての役割を果たすべきであるというものであった。つまり、千葉の目指した道場化とは、僧侶を特別に指導者としておくのではなく、念仏を唱える信者が集い、互いに教義理解を深め合う「念仏道場」の姿であった。しかし、千葉の指摘は教義を遵守しようとする立場からの考察であり、実際には大きな伽藍を構え、僧侶が専門化し、なおかつ世襲によって継承されたことにより、寺院に権威が生まれ、人々を引きつける要因になったと考える方が現実的である。

また、千葉の指摘から約50年を経て、当時、寺院経営の打開策として考えられていた幼稚園・保育園の兼業も、その後、大幅に進展することはなかった。本願寺派が実施した、「第9回宗勢基本調査中間報告¹⁴」によると幼稚園・保育園の経営を行っている寺院は、全体の7.9%に過

12 千葉乗隆1971 『中部山村社会の真宗』吉川弘文館 p1.

13 千葉乗隆1969 「真宗道場と道場主 とくに薩摩地方の諸道場について」『龍谷大学論集』(391) p25-47.

14 調査基準日2009年9月1日。

ぎず、また他業種も含め兼業を行っている住職の割合も全体の26%に過ぎない。つまり、千葉が懸念した僧侶の副業化も大きく進むことがなかったのである。また、本願寺派の寺院数が1960年（昭和35年）に10,485ヶ寺であったものが、2010年（平成22年）に10,323ヶ寺までにし減少していない¹⁵ことから考えると、寺院の統廃合が進んだとも必ずしもいえない。

つまり、この50年、過疎農山村における寺院経営に過疎問題が与えた影響は極めて限定的であり、当時、期待されていた経営危機の打開策としての兼業、統合といった施策を実施するまでの危機に直面することがなかったと考えられる。

それに対し、50年を経た現在、新たな寺院経営の問題点を中島は経済学の立場から指摘する¹⁶。中島の指摘は大きく2点ある。ひとつは「寺檀制度」の問題、もうひとつは「境内墓地」の問題である。寺檀制度は明治期に法制度としては解消され、どの寺院に属するか、もしくは属さないかは本人の自由となった。しかし、今なお、寺檀制度の影響が色濃く残ることは否定できない。また、それを支える要因として境内墓地に、先祖累代の墓があることを挙げる中島の指摘もそのとおりである。中島は、そのことから、自由かつ健全な経済活動が妨げられていると指摘するのである。そして、結論として「寺檀制度の解消」、「寺院と墓地との切り離し」を提唱する。いかにも経済学者らしい発想ではあるが、そもそも寺檀制度が寺院側の一方的な経営形態として、維持されているとは考えにくい。もちろん、個々には檀家を離れたいが親戚の手前、また地域のつながりの中で離れられないといったことも考えられる。しかし、それら血縁、地縁に縛られる地域社会の有り様も含め、寺院側からの一方的な制度維持ではないと考えられる。

またそれは、寺檀制度により利益を得られるのが、寺院側だけではないことからもいえる。寺院側とともに、檀家側も寺檀制度の恩恵を受けてきたと考えられるのである。例えば、寺檀制度により先祖累代の「家の菩提寺」として、また「祖先崇拜のシンボル」として、所属寺院を位置づけることができた。このことは、明治初期の徹底的な廃仏毀釈により、明治期以後の新たな寺院として設立された鹿児島県の真宗寺院でも寺檀制度が構築されたことからもうかがい知れる。さらに、鹿児島県には「かくれ念仏¹⁷」という特異な社会背景があるものの檀家側からの積極的な寺檀制度の構築を望む声さえもあったように思える。

このように捉えると、寺檀制度は寺院側の一方的な経営的思惑だけでなく、檀家側の意向、そして地域社会によって支えられてきた制度であるといえ、寺院側にその解散権さえもないものといえる。また、境内墓地の問題も同様である。中島は先祖累代の墓を境内に置かれている現状が他寺への移行の妨げになっており、寺院の自由な選択の妨げになっていると指摘する。確かに、一方では中島の指摘を否定することはできない。しかし、境内墓地の問題においても、寺院側の一方的な思惑と簡単には片付けられない。それは、檀家側が境内墓地に墓を建立することにより、墓の管理を寺院に委託するという側面からもいえる。このことは、近年多くなりつつある境内納骨堂の状況からもよくわかる。墓地は都立霊園のような行政が運営する公営墓地と公益法人や宗教法人による民営墓地の他に管理者の特定できない「集落の墓地」とに分類

15 『寺院興隆』2月号 2012 興山舎。

16 中島隆信2005 『お寺の経済学』東洋経済新報社。

17 江戸期における薩摩藩の真宗禁止政策により、密かに信仰された真宗信仰のすがた。

される。都市部の場合、その多くは公営墓地、民営墓地であり管理者の元、維持管理が行われるが、地方では現在でも管理者のいない「集落の墓地」が点在する。もちろん、各家において墓が管理されている状況においては問題は生じないが、墓の跡継ぎ問題、墓の管理者不在などの問題が生じた場合に、墓問題が家の重要課題となってあらわれる。そして、そのときに檀家側が頼りにするのが家の菩提寺であり、菩提寺にある納骨堂ということになる。まさしく、「家」の墓の管理委託である。墓の管理を寺院に任せることは、祖先の墓を守るという責任を担う者にとっては大きな安心につながる。そして、そのことが寺檀制度をさらに確固たるものとするのである。

つまり、中島の経済学的な視点からの指摘は、資金の流通、市場の開放といった机上の指摘でしかなく、現状がいかに寺院と檀家、そして地域社会との関わりの中で維持されているのかという視点に欠ける。またなにより、それが寺院側のみならず檀家側の利益にもなっているという認識に欠ける。

次に、千葉の指摘した過疎における寺院経営の危機、そして中島の指摘にみる寺檀制度などの寺院と檀家との関係性を踏まえ、各地の事例をみていく。

3. 廃寺の現状

3-1 鹿児島県における廃寺の現状

鹿児島県における廃寺の事例は極めて少ない。戦後の混乱期に離島の出張所を中心に廃寺が確認されるものの鹿児島県本土においては、ほとんど廃寺を確認できない¹⁸。県内で最も多くの寺院を有する本願寺派寺院を例にみても、戦後の混乱期以降に廃寺が確認された事例は、伊佐市の「崎山説教所」と姶良市の「光泉寺」の2ヶ寺のみである。しかも、崎山説教所は寺院建築様式の本堂を有していたものの宗教法人として登記されていない寺院であり、法律上の解釈でみていくと、廃寺例は1例のみということになる。

このように鹿児島県において廃寺例が極端に少ないのには理由がある。大きな理由は、明治初期に実施された廃仏毀釈の影響である。鹿児島県では、1869年（明治2年）薩摩藩主島津忠義の婦人暁子の葬儀が神式で執り行われたことで、それまで残っていた島津家の菩提寺も含め、すべての寺院が廃寺となった。その数、廃寺寺院1,066ヶ寺、還俗僧侶2,964人におよんだといわれる¹⁹。つまり、現在ある寺院すべてが明治期以降の設立、もしくは明治期以降に復興された寺院なのである。さらに、明治期以降の寺院再建に際しては、それまで薩摩藩によって禁止されていた真宗が1876年（明治9年）解禁となり、それまで講を中心に、密かに組織されていた真宗信仰集団が数多く寺院化されることとなった。そのため現在では、県内寺院の多くが真宗寺院であり²⁰近年、「真宗地帯」と呼ばれている。

鹿児島県の寺院は、このように歴史が浅く、なおかつ同時期に設立されたため、寺格や由緒

18 『本願寺鹿児島開教百年史』1987 浄土真宗本願寺派鹿児島教務所。

19 中村明蔵2000 『薩摩 民衆支配の構造 - 現代民衆意識の基層を探る - 』南方新社 p167.

20 鹿児島県内、仏教系寺院460法人中、309法人が浄土系寺院である。

2010年3月31日現在 鹿児島県 HP

<http://www.pref.kagoshima.jp/ab04/kyoiku-bunka/bunka/syukyoe5040602.html> (2012/09/15閲覧)。

などの差別化が図られず、単純に「地域のお寺」として存在することとなった。また、それには、真宗四派によって制定された「真宗教会結社規約」の影響も考えられる。真宗教会結社規約とは、真宗教団の檀家の再編成を目指したもので、規約内に「設社の位地は寺院の有無、門徒の多少に従ひ、地方の適宜に区分すべき事。但し、凡そ各派に於て定むる一組を以て一社とすべし、若組内一社にて不便なるときは幾社を設くるも妨げなし」とあり、それまでの歴史の中で複雑に入り込んだ檀家組織を再編し、地域に1ヶ寺もしくは2ヶ寺を置くことにより、地縁による檀家組織の再構築を目的としたものであった。しかし、全国的には、そのような編成を各寺院・檀家が承諾するはずもなく、引き続きそれまでの寺檀制度が維持されることとなった。しかし、鹿児島県は寺院をこれから設立しようとする地域である。しかも、まさに真宗教会結社規約が制定されたその年からの開教である。その規約の拘束力、そして各派の同調がどの程度であったかは不明であるが、開教を進める当時の担当僧侶（開教使）の意識の中には、この規約があったことは確かであろう。またなにより、新たに寺院を設立していく中で、それまでの寺檀制度の影響もない中、郷²¹を単位として1郷に1ヶ寺もしくは2ヶ寺を設置していくことは至極当然の戦略であったといえる。

そのため、鹿児島県内の真宗寺院は、設立当初から地域のお寺として、まとまった数の檀家を抱えることとなり、他県の寺院に比べ檀家の数においては優位性を示すこととなった。それは、約150年を経た現在でも変わらない²²。もちろん、過疎の進む鹿児島県において過疎問題が寺院活動にあたえる影響は少なくない。しかし、それをもってしても確固たる地域割りによって現在まで、「地域のお寺」として地域の檀家、住民によって護持されている。そのため、先述の通り、鹿児島県での廃寺問題は現時点においては、大きな問題とはなっていない。むしろこれから、過疎による地域社会の崩壊により、鹿児島県の廃寺問題が深刻化する時であると思われる。しかしこうした中、崎山説教所と光泉寺の2ヶ寺は如何にして廃寺に至ったのか、新たな疑問が生まれる。

崎山説教所と光泉寺は、その設立に共通点を見いだせる。それは、崎山説教所と光泉寺は共に番役によって設立された寺院であるということである。「番役」とは県内各地で呼ばれる呼び名であり、寺院から遠方の地域で、寺院へ参拝する不便さから法要などを僧侶に変わり執り行っていた者の呼び名である。主な役割は、地域で死者がでた場合の枕経、通夜、中陰法要な



崎山説教所跡（筆者撮影）

どの葬儀を除く葬送儀礼、そして地域での仏事であった。番役について柳田國男は、番役を毛坊主と呼び、「毛坊主と云ふは道場と名づけて村里に纏かの道場を設け住職の僧を置かず只村民の中にて守れる者の號なり。俗民にて道場を守る故に此の如く唱へ來り候成とある。寺より小さい道場と云ふ建物は東西の本願寺派に今でも澤山置いて居る。北海道とか薩摩とかの明治の世になつて傳道を盛んにした地方には殊に多い²³。」と述べている。つま

21 薩摩藩による地方支配（外城制）による地域単位の呼称。

22 中島隆信2005 『お寺の経済学』東洋経済新報社 p200.

23 柳田國男1969 『毛坊主考』（1914）『柳田國男集第9巻』333-424 筑摩書房 p335.

り、僧侶、本堂などを置くことなく地域住民によって営まれる道場の主のことである。

崎山説教所とは、伊佐市の市街地から車で20分ほど山手に向かった出水市との市境にある、人口222名、99世帯²⁴が暮らす崎山地区にあった寺院である。崎山地区には小学校や商店もあり山中の村落といった様相である。小学校は、1946年（昭和21年）には451名の生徒が通っていたが²⁵、現在、在校生11名と過疎の現状を如実にあらわしている。崎山説教所の開設に関する詳しい資料はなく、詳細は不明であるが、聞き取り調査によると、1951年（昭和26年）に最後の住職となった佐田一味が住職に就任するまでは、県内の僧侶が2、3年交代で住職を勤めたり、近くの西福寺住職が住職を兼務したりしていたようである。しかし、それ以前となると僧侶を置くことなく、地域の番役がその役を担っていたと伝えられる。佐田一味が1991年（平成3年）に死去した後は、妻マツエによって護持されていたが1996年（平成8年）に廃寺となり、現在は公民館として地域住民に利用されている。崎山説教所は、法人格を有さぬままであったが、本願寺派の寺院として地域に認められ活動していた。それは、崎山説教所から近い本願寺派寺院「西福寺」との関係にある。西福寺と崎山説教所の関係は先述のように深かった。そのため、後継者のいなかった崎山出張所に佐田一味を据えたのも西福寺住職であった。崎山出張所に当時住職がいなかったことを危惧した西福寺住職が、西福寺門前に住んでいたマツエに熊本の正泉寺の次男であった佐田一味を引き合わせ、崎山出張所の住職に就任させたのである。そして、それ以後も法務を手伝ったり、袈裟を貸したりと交流が続いた。そのため、崎山地区の住民には崎山説教所は西福寺の出張所だったと考えるものが多い²⁶。

また、光泉寺も崎山説教所同様の経過をたどっている。光泉寺は、始良市加治木の市街地より山手に入った木津志地区にあった。木津志地区も崎山地区同様、2000年（平成12年）には、人口174名、世帯数89戸だったものが、2010年（平成22年）には人口118名、世帯数64世帯²⁷へと減少しており、「過疎地域自立促進特別法」で定義された35年間人口減少率30%²⁸の基準をわずか10年で上回る過疎地域である。元々、木津志地区は大部分の住民が加治木の性応寺の檀家であった。しかし、性応寺より遠方にある木津志地区では、参拝することも容易でなく、明治期初頭よりすでに番役が置かれていた。その後、1902年（明治35年）に番役の上脇作右工門を中心として近隣の光楽寺の出張所として独立を果たした²⁹。なぜ性応寺の出張所ではなく光楽寺の出張所となったのか確かな資料はないが、1897年（明治30年）、光楽寺が寺号の公称を果たしていることから、わざわざ遠方の性応寺の出張所となる必要がなかったものと思われる。その後、1961年（昭和36年）には、独立した宗教法人として光泉寺の寺号を公称するに至っている。しかしそれも長くは続かず、1968年（昭和43年）に住職が死去した後は、一時は坊守³⁰によって護持されたものの後継者がなく廃寺に至った。

24 『統計いさ』2011 伊佐市。

25 『羽月村郷土誌』2007 大口郷土史誌編さん委員会。

26 住民の意識は近年の状況によるものであり、必ずしも史実とはいえない。

27 『始良市の統計』2012 始良市。

28 第二条 イ国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下「三十五年間人口減少率」という。）が〇・三以上であること。

29 『本願寺鹿児島開教百年史』1987 浄土真宗本願寺派鹿児島教務所。

30 住職の補佐する者のこと。主に住職の妻を指す。

このようにみていくと、鹿児島県の廃寺の要因として、ひとつには過疎の問題を否定することはできない。崎山地区、木津志地区ともに過疎地域であり、今後人口の増加が簡単に望める地域ではない。しかし、現在においても崎山地区99世帯、木津志地区64世帯あることから考えて、厳しい寺院経営が予想されるものの、決して経営できない状況とはいえない。実際、鹿児島県南さつま市の秋目地区にある正法寺は、同地区が人口112名、世帯数67戸³¹の中、経営されている。そう考えると過疎のみを唯一の要因と捉えることは出来ない。またその他の要因として、所属寺院より遠方であったため建立された出張所がその役割を失ったための廃寺であったとも考えられる。設立当初は、所属寺までの距離が遠かったための出張所であったが、その後の交通機関の発達、マイカーの普及などによって、その必要性がなくなったものともいえる。しかし、設立の目的は出張所であったとしても、地域住民の意思によって独立を果たし維持してきた寺院を易々と、その目的を終えたということだけで、廃寺にできるとは考えにくい。加えて、鹿児島県の2つの事例には、住職の後継者が不在だったことが大きな要因であったといえる。崎山説教所の住職には子どもがなく、外部から招聘することもなかった。また、光泉寺住職には子どもがいたが、住職を継ぐ意志がなく後継者不在となった。もちろん、過疎による今後の寺院経営に懸念を持ったための後継者不在だったとも考えられる。しかし、なにかしらの方策を持って後継者を指名し、住職継承がうまく進んでいれば、結果は違ったものであったとも思われる。



鹿児島県市町村図 (goo 地図より)



伊佐市地図 (伊佐市HPより)

3-2 富山県における廃寺の現状

富山県は、「真宗王国」と呼ばれ、護持意識の強い「真宗門徒」が多い地域であるといわれている。それは、福井県吉崎に1471年(文明3年)本願寺第8代門主であった蓮如が坊舎を建立したことに始まる。この吉崎の坊舎建立以降、石川県、富山県への積極的な布教活動が行わ

31 『統計みなみさつま』2012 南さつま市企画制作部企画係。

れ、多くの真宗寺院、そして真宗門徒を生み出し現在に至る³²。

その中、本論では、石川県と隣接する富山県高岡地方を取りあげる。高岡地方は人口175,847人、世帯数64,241戸³³の高岡市を中心とした地域であり、本願寺派寺院だけでも305ヶ寺³⁴がある。この真宗王国と呼ばれる高岡地方であるが、この地においても近年、廃寺や無住寺院³⁵、活動停止寺院を確認することができる。寺院数の変遷こそ1978年（昭和53年）に322ヶ寺であったものが2009年（平成21年）に305ヶ寺と17ヶ寺の減少にとどまっており、大きな問題とはなっていないようにみえる。しかし、そこには無住寺院や活動停止寺院という形で、法人格を有したまま放置されている実情が隠されている。各寺院の活動状況を細かく把握することは難しいが、無住寺院が4ヶ寺、代務住職寺院³⁶が30ヶ寺存在する³⁷ことから潜在的な廃寺は少なくないものと考えられる。

こうした状況の下、活動停止寺院もしくは廃寺をみていくと、その多くが「寺中」と呼ばれる寺院であることがわかる。寺中とは森岡が、学術用語として使用している言葉であり³⁸、高岡地方では「りょう」と呼ばれることも多い³⁹。寺中の多くは「本坊」と呼ばれる親寺の境内にあり、通常、寺中は檀家を持つことなく本坊檀家への勤行⁴⁰によって経営を行う。そのため大きな伽藍を有する必要がなく、住職家族の住居と仏間程度の作りとなっている。この本坊と寺中の関係について森岡が、1962年（昭和37年）の時点においてすでに「本坊・寺中下道場の関係は解体へ方向を辿りながらも解体しきれず、弛緩しつつ存続している⁴¹。」と指摘するように、正式な契約関係もなく、極めて曖昧な関係の中、これまで維持されてきた制度である。それが、森岡の指摘から50年を経ていよいよ本坊と寺中との関係が解体しつつある。それは、森岡の指摘した時点から2世代を経て、各寺の住職継承のタイミングで再び問題化してきたものである。住職継承は、後継者指名がうまく行われればよいが、そうでない場合、鹿児島事例でも示したとおり、住職継承が寺院にとって重大な局面となる。それが、高岡地方における廃寺問題の根源にもある。



廣濟寺 右事前駐車場が善立寺跡（筆者撮影）

事例として取りあげる善立寺は、本坊である廣濟寺との関係を解消する形で廃寺となった寺中寺院である。善立寺の設立時期に関する資料はなく不明ではある。しかし、いずれにせよ、江戸時代より、寺中として経営されてきた善立寺が、後継者不在を理由に廃寺となったのである。善立寺住職には、子どもがいなかったわけではな

32 朝倉喜祐1995 『吉崎御坊の歴史』 国書刊行会。

33 2012年6月末現在 高岡市 HP <http://www.city.takaoka.toyama.jp/> (2012/08/07閲覧)。

34 『浄土真宗本願寺派寺院住所録』2009 浄土真宗本願寺派（高岡教区）。

35 住職のいない寺院。

36 他寺住職が住職を代務している寺院。

37 『浄土真宗本願寺派寺院住所録』2009 浄土真宗本願寺派（高岡教区）。

38 森岡清美1962 『真宗教団と「家」制度』 創文社。

39 檀家の中には「こでら（子寺・小寺）」と呼ぶ者もいる。

40 仏前で読経すること。

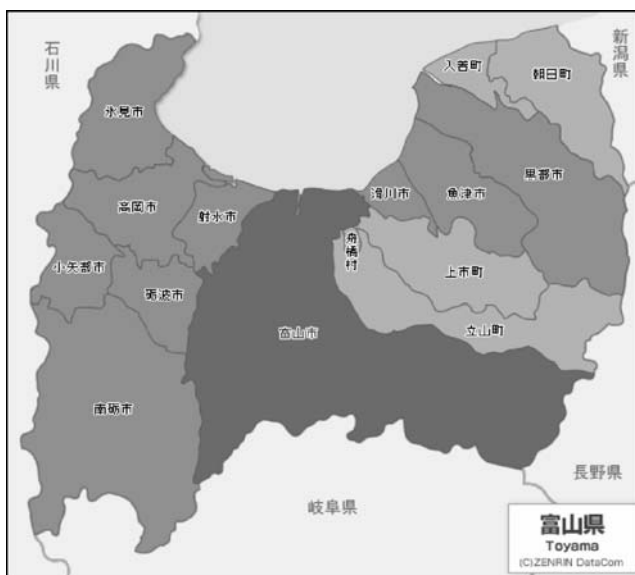
41 森岡清美1962 『真宗教団と「家」制度』 創文社 p393。

い。善立寺住職には4人の娘がいた。しかし、結果4人とも住職を継ぐことなく嫁いでしまい、後継者を擁立することができなかった。そのため、善立寺住職の死去により、廣濟寺との統合という形で廃寺となった。

また、寺中である善立寺の廃寺に際し、本坊の廣濟寺も積極的に後継者を擁立しようとはしなかった。それは、本坊である廣濟寺も、すでに寺中を必要とする状況になかったためである。善立寺の廃寺直前には、廣濟寺の坊守は内職をしながら寺院経営を支えていた。それが、寺中の廃寺という状況に至り、それまで善立寺が担当していた月忌参りなどを、本坊である廣濟寺が自ら行えることとなり経営は安定した。そのため、本坊である廣濟寺も進んで寺中を継承させようとは考えなかった。

この廃寺を檀家側も冷静に受け止めている。ある檀家のひとは廃寺に関する話として、「このあたりに廃寺はないね。だってみんな護持意識が強いお土地柄だから。」と答えている。このことから、寺中の廃寺が強いインパクトをもって檀家側に受け止められていないことがうかがえる。それは、寺中を独立した寺院としてではなく、「本坊のお手伝いをする家」程度にししか捉えていないのか、はたまた自らが所属する寺院が無くなるわけではないので興味をもって受け取られていないかのどちらかであると思われる。

このように、高岡地方における今日の廃寺問題とは、寺中を中心に問題化しつつあるものであり、それは50年前にすでに森岡により指摘された問題であった。それが、現在、各寺の住職の継承時期に表面化してきたものである。当然、本坊に寺中を抱える必要がなくなれば、その関係は解消にむかう。寺中の住職に跡継ぎがなければなおさらである。



富山県市町村図 (goo 地図より)

3-3 広島県における廃寺の現状

広島地方は、「安芸門徒」と呼ばれる信仰の強い檀家により、寺院が護持されているといわ

れる地域である。広島地方において真宗が普及したのは、鎌倉時代末期に、明光の一門が進出してきたことによる。それが庶民を中心に広まり、次第に当時の武士など支配者層に受け入れられ一気に広まったといわれる⁴²。しかし、この強い信仰のもと寺院が護持されていると思われる広島地方においても近年、廃寺を確認することができる。しかし、これを本願寺派の寺院数から見てみると、寺院数が1978年（昭和53年）に556ヶ寺であったものが2009年（平成21年）には551ヶ寺⁴³と微減にとどまり、地域の印象とは大きく隔たる。これは広島地方も高岡地方同様に、法人の解散という明確な形での廃寺ではなく、無住寺院、活動停止寺院が多くみられることによるものである。

また、広島地方においても、廃寺もしくは活動を停止している寺院の多くに共通点を見出すことができる。それは、廃寺に至る寺院の多くが、自らの檀家を持つことなく「けきょう」を中心に経営を行う寺院であるということである。けきょうとは、檀家が所属する「師匠寺」が遠方であり参拝することが困難なため、檀家の籍は師匠寺においたまま、自宅近所の寺院に法要などを依頼する体制のことである。そのため、近隣住民への勤行を主な活動とし、自らの檀家を持たない寺院も数多く存在する。広島地方の寺院では、この檀家でない近隣地域の住民のことを「預かり門徒」と呼んでいる。



法成寺跡（筆者撮影）

ここで取りあげる2011年（平成23年）に廃寺となった法成寺も、そうした預かり門徒への勤行だけによって経営されていた寺院であった。法成寺は広島県安芸高田市にある本願寺派寺院である。安芸高田市は人口31,489人、世帯数11,773戸⁴⁴の農山村である。その地において法成寺は、同市内の正善寺の系流寺院として、1789年（寛政1年）に開基、1867年（慶応3年）に寺号を公称している。正善寺と法成寺は車で15分程離れた地域にあり、法成寺は正善寺の檀家を中心とした近隣住民に対する勤行

を行ってきた。それが2011年（平成23年）、200年以上続いた寺院であったが、法人を解散することにより廃寺となった。法成寺の事例も、過疎問題が廃寺の要因のひとつではあるが、最終的な要因はやはり後継者の不在であった。住職には子どもがいなかった。しかし、はじめから住職は廃寺もやむなしとは考えていたわけではなかった。住職は、親戚の子を幼少より養女として迎えており将来は、その養女に跡を継がせたいと考えていた。しかし、養女の結婚相手に寺院の跡を継ぐ意志がなく、養女も結婚を機に寺院を離れた。その後、住職が死去し、一時は地域住民によって経営が続けられ



正善寺（筆者撮影）

42 児玉識1976『近世真宗の展開過程 - 西日本を中心として -』吉川弘文館。

43 『浄土真宗本願寺派寺院住所録』2009 浄土真宗本願寺派（安芸教区）。

44 2010年 国勢調査 安芸高田市 HP <http://www.akitakata.jp/site/page/gyousei/introduction/toukei/> (2012/09/03閲覧)。

てはいたものの、本堂の老朽化のため、再興をあきらめ廃寺を選んだ。現在、法成寺の預かり門徒であった地域住民は、師匠寺は変わらないものの法成寺の裏手にある真宗大谷派寺院に法要を依頼しており、けきょう制度は維持されることとなった。

けきょうを中心に行う寺院の無住寺院化は他にもある。同市内の光明寺は、無住寺院であるものの、地域住民によって現在も護持されている寺院である。光明寺も元来、檀家を持たず預かり門徒への勤行によって経営されてきた。しかし、1998年（平成10年）に住職が死去して以後、後継者はおらず近くに住む番倉哲夫氏を中心とした地域住民によって、維持管理されている。光明寺は、歴代に渡り世襲による住職継承が行われきた寺院ではなく、度々住職不在となっていた。前住職も元々、役場職員であったが、定年後になって住職の職についたものであった⁴⁵。

両事例とも、けきょうによる経営の不安定さが根本の原因にある。ではなぜ、両寺院とも檀家を持つに至らなかったのだろうか。けきょう制度の成立を兎玉は、地域寺院の成立であるとする⁴⁶。確かに、鹿児島県の事例においても遠方にある所属寺への不便さから、地域の寺院を建立する動きは見られた。しかし鹿児島県の場合、所属寺から離脱し、正式な檀家として、地域の寺院を支える道を選んでいる。それに対し、けきょうの場合には所属寺を転籍することなく、便宜的に地域の寺院を利用しようとするものであるようにも思える。しかし、そこには、いくつかの要因がある。ひとつは、寺院設立時に檀家として申請しようにも寺号がすぐに与えられず、檀家申請を望んでも、申請できないという事情があった。法成寺も開基は1789年（寛政1年）であるものの、寺号の公称許可が与えられたのは1867年（慶応3年）と開基より100年近くが経過してからである。その間、寺檀制度により、所属寺院を定めなければならず、戸籍を預かる「師匠寺」と、実務的な勤行を行う「けきょう寺」との複雑な関係性が生まれたものと考えられる。また、一方で、寺格とステータスの問題もある。法成寺は、設立時より正善寺の系流寺院として設立されており、いわば寺格が下の寺院ということになる。これは、由緒による寺格だけでなく、本願寺派が定める寺班⁴⁷によっても明らかである⁴⁸。さらに、正善寺は同市内の寺院内においても開基が1272年（文永9年）と古く、ことさら正善寺と法成寺に対する檀家の意識は違うものとなっている。実際、遠方からわざわざ正善寺に参拝する年配の檀家に話を聞くと「うちの師匠寺は格がちがうから。」との語りになりがちである。寺格というのが現在、公に語られることはないが、檀家側にステータスシンボルとして今なお意識されていることは確かである。

また、寺格によるステータスの問題は同時に後継者問題とも大きな関わりがある。住職の後継者探しは、特殊な職種であるが故に、おのずと寺院関係者に絞られる。そのため、寺格が下であり檀家側からも、そのようなイメージにより檀家となるものがない寺院への入寺に、抵抗感を持つ者がいても不思議ではない。

つまり、広島地方での現在の廃寺問題の根本に、けきょう制度を指摘できる。確かに、今ま

45 本願寺新報（2011.2.10）。

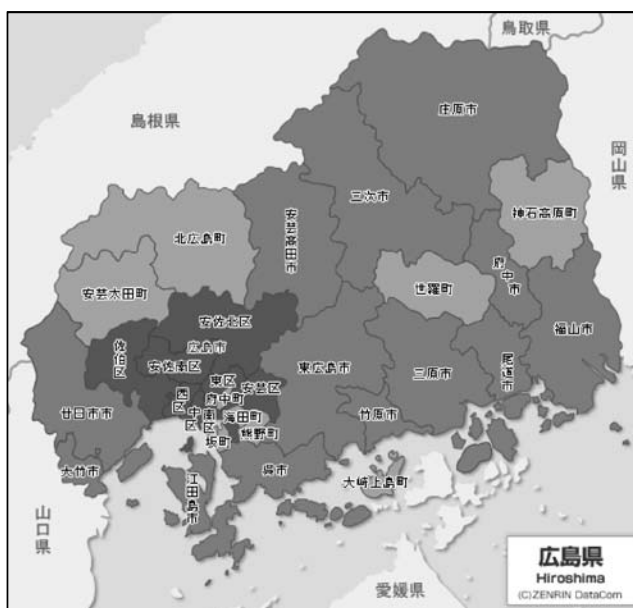
46 兎玉識1976『近世真宗の展開過程 - 西日本を中心として -』吉川弘文館。

47 類聚制度と呼ばれ、着座順などに影響する。

48 正善寺は正座。法成寺は列座である。

寺班は高い方から、顕座、親座、直座、特座、正座、上座、本座、列座の順。

では、けきょう制度によって、地域に根付いた寺院活動が行われてきた。しかし、現在、過疎をはじめ様々な要因により、けきょうによる地域での寺院活動が困難となりつつある。その中、後継者が不在に陥った場合、廃寺の問題が現実味をおびてくるのである。



広島県市町村図 (goo 地図より)

4. 考察

本論で取りあげた地域は、すべて過疎問題を抱える地域である。そのため、過疎が廃寺の大きな要因であると捉えられがちである。もちろん、過疎がもたらす人口の減少は寺院経営に大きな影響を与える。しかし、過疎問題がすべての要因であるとは考えにくい。過疎の問題とは、1950年（昭和25年）以降の高度経済成長の過程で全国の地方から都市部へ人口が大量に移動したことに伴って、1970年（昭和45年）に制定された「過疎地域対策緊急措置法」に「最近における人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている⁴⁹。」とされる問題である。

このことから、過疎問題とは1950年（昭和25年）から1970年（昭和45年）にかけて地方から人口が流出した問題といえ、現在の60歳以上の世代の問題であるといえる。しかし、当時、都市部へ多くの若者が流出したとはいえ、それは、家の跡継ぎとならなかった次男、三男を中心とした現象であり、家の跡を継ぐものは地方に残った。寺院経営とは葬儀を中心に、中陰法要、年忌法要、月忌参りなど、故人に対する法要が主な務めとなる。つまり、故人ならびに喪主を対象とした務めであり、その故人、喪主は高度経済成長期に都市部に流出していない。このこ

49 総務省（過疎対策）http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm (2012/09/21閲覧)。

とから、高度経済成長期の人口流出が、寺院経営に与える影響は現在までは、限定的であったと考えるべきである。むしろ、高度経済成長期に都市部に流出しなかった者が平均寿命を迎え出すこれからが寺院経営にとって、過疎による影響が深刻化する時であると考えられる。事実、本論において取りあげた崎山説教所のあった鹿児島県伊佐市を見てみると、2001年（平成13年）に33,172人であった人口が、2009年（平成21年）には29,729人へと減少しているにも関わらず、死亡者数は2001年に年間354人であったものが、2009年には年間528人と大きく増加しており⁵⁰、僧侶の役割は増加している。しかし、この状況も長くは続かない。それは、高度経済成長期に地方に残った者が死去した場合、その次の世代、つまり喪主世代が、地方に残っていないことにある。高度経済成長期には、家を継ぐものは、家の田畑によって生計をたて、そして代々受け継がれた家屋に住むことができた。しかし、現在では田畑を利用した農業で生計をたてることは難しく、また第3次産業が若者のあこがれの職業となっている現状にとって、農業はすでに継ぐべき家業とはなっていない。そのため、次の喪主を担う世代は地方に残ってはいないのである。

このことにより現在、地方に残る若者は、高度経済成長期に地方に残留した若者の数よりも、はるかに少ない。先述の伊佐市においても、現在の50、60代人口が9,058名に対し、20、30代人口は、5,262名にとどまる⁵¹。そのため、葬儀は地方で行うが、その後の法要は喪主のいる都市部で実施、もしくは実施されないということとなる。また、境内墓地への納骨となれば寺院との関係も継続されるが、都市部での納骨となれば地方寺院との関係は失われる。また、年老的な親を都市部へ移住させる例も多く見られる。その場合、葬儀さえも都市部で行われか、もしくは、はじめにふれた直葬ということになる。いずれにしても地方において過疎の問題が深刻化するのはいずれからである。

では、現時点において過疎の問題が寺院経営に与える影響が限定的であるとするならばなにが現在の廃寺の要因であるのか、事例をみていくと「後継者問題」という要因に行きあたる。鹿児島の光泉寺も最終的に跡継ぎがいなかったことが決め手であった。富山の善立寺の事例においても子どもが4人いたにも関わらず後継者を擁立できずに廃寺へ至った。また、広島法の法成寺は積極的に後継者擁立をめざし養女を受け入れたにも関わらず最終的に後継者擁立へは至らなかった。このことは、今後の廃寺においても同様のタイミングにおいて廃寺が選択されるものと予測させるものである。多くの寺院は多額の借入を通常有していない。もちろん本堂や庫裡、納骨堂の建設といった時に一時的に借り入れることはあっても、大きな投資は檀家からの寄附によって行われることが未だに多い。そのため、住職在任中に破産するケースは少なく⁵²、必然的に住職を継承するタイミングが寺院を継続経営するか否かのターニングポイントとなる。

ではなぜ住職の後継者擁立にこれほど苦慮するのであろうか。僧侶が一般に求人される職業ではない⁵³とはいえ、全国には本願寺派寺院だけでも10,323ヶ寺ある⁵⁴。寺院経営は多くの場合、

50 『統計いさ』2011 伊佐市。

51 『統計いさ』2011 伊佐市。

52 2010年に破産した浄土真宗東本願寺派永宮寺が寺院倒産の初のケースであるといわれている。（2010年8月4日 福井新聞）。

53 本願寺派寺院の住職の92.5%が、寺院出身者である。「第9回宗勢基本調査」。

54 『寺院興隆』2月号 2012 興山舎。

家族経営であり⁵⁵、住職の次男、三男が共に働くことは容易ではない。そのため、寺院関係者の中から候補者を擁立できそうなものである。実際、本願寺派では後継者不在の寺院のために住職の候補者斡旋事業も手がけている⁵⁶。しかし、本論事例においては、後継者を擁立できなかった。そこには、単なる1寺院の後継者問題ではかたづけられない、寺院の抱える組織の問題がみえてくる。

それは、寺院組織が持つ「組織の重層性」の問題である。鹿児島島の光泉寺は元々、性心寺の1檀家集団が、番役を中心に地域の寺院として独立する形で設立された寺院であった。また、崎山説教も同様に、地域で独立して設立した寺院であった。高岡の善立寺は本坊の境内に設立され、本坊である廣濟寺の檀家に対する勤行により経営を行い、自らは檀家を持つことはなかった。また、広島法の成寺も善立寺同様に自らの檀家を持つことなく地域の寺院として経営を行っていた。

つまり4ヶ寺とも大きな檀家集団を持つ寺院の組織内で経営を行ってきたといえ、いわば、組織の下層に位置する寺院といえる。これは、設立の経緯から考えて、1寺院では運営出来なくなった勤めを分担するかたちで成立した組織体制であり、上層に位置する寺院、下層に位置する寺院、そして檀家のすべてが望むかたちで成立したものであると考えられる。しかし、設立時においては望まれた組織体制であったとはいえ、現在では過疎による檀家数の減少や交通機関の発達、そして檀家の意識変化や宗教儀礼の変化などによって、この体制の維持が困難となりつつある。そのことが、下層に位置する寺院の必要性の是非となって現在、問題化しているのである。

また、この重層化した寺院組織が、檀家の寺格意識として表面化し、後継者擁立にあたって問題化することは広島島の事例で指摘したが、同様のことは高岡の事例からもいえる。高岡にみられる本坊と寺中の関係は従属的なものであり、それは周囲からもうかがい知れる。本坊僧侶と寺中僧侶と一緒に葬儀や法要に出かける時は、必ず寺中僧侶は本坊僧侶の鞆を持ち、一歩下がって歩く。また、近年まで寺中僧侶は内陣⁵⁷にて読経することは許されず、外陣⁵⁸にての読経しかできなかった。この重層化する寺院の組織体制が、後継者擁立の妨げの一要因であるのは間違いない、重層構造の上層に位置する寺院の後継者問題であれば、おそらくそれほど苦慮することなく後継者が見つかるものと思われる。しかし、それが下層に位置する寺院の後継者問題となれば問題解決が困難なものとなる。もちろん経済的な問題も、ひとつには指摘できる。本論の事例を見ても、どの寺院も檀家数が少なく、安定した経営とはいええない。しかし、それでも破産することなく経営されてきたこと、また過疎地域とはいえ寺院周辺に集落があることから考えても経済的理由だけで捉えると、後継者の擁立は必ずしも不可能であったとはいええない。やはり、経済的理由以上に大きなハードルとなったのが、重層的な寺院体制の下層に位置するという体制的なものであると考えられる。僧侶の募集は、おのずと寺院関係者に限られてくる。そのため、経済的理由が仮にクリアになったとしても、わざわざ重層的体制の下層に位置する寺院へ入寺を希望するものは少ない。つまり、寺院組織体制の重層性が生み出す差別性こそが

55 家族のみによる経営の寺院が全体の90.4%にのぼる。「第9回宗勢基本調査」。

56 NET 縁 HP <http://johobako.hongwanji.or.jp/enishi/info.html> (2012/08/16閲覧)。

57 本堂の中の一段高い本尊と同じスペースのこと。通常、一般信者は立ち入れない。

58 本堂の中で通常、一般信者が拝礼や読経を行うスペースのこと。

大きな要因なのである。

しかし、当然、この差別性を大きな要因と挙げることはできたとしても、この組織の重層化がもたらす差別性だけを、なお唯一の要因とはできない。繰り返しみてきた過疎問題、後継者問題、寺院組織の重層化の問題に加え、寺檀制度の問題、宗教儀礼の個人化、宗教のグローバル化、地域コミュニティの崩壊、不景気、宗教離れ、少子高齢化、葬祭業者の台頭など様々な要因が加味されての廃寺問題である。つまり、廃寺とは、これら不確定要素の複合体であるといえる。

そこでこれらの要因を、後継者問題、寺院組織の重層化、寺檀制度問題などの寺院組織内の問題である「内的要因」と、過疎問題、宗教のグローバル化、地域コミュニティの崩壊、不景気、宗教離れ、少子高齢化、葬祭業者の台頭などの寺院を取りまく社会環境の問題である「外的要因」に分類してみる。するとひとつの理解が生まれる。寺院の衰退、廃寺といった問題を見ると、つい過疎による檀家減少や宗教離れ、直葬などの宗教儀礼の個人化など「外的要因」にその要因を求めがちである。しかし、それはいつの時代においても同様であり、社会は常に変化し、そして寺院はその社会の変化に適応しながら今日まで経営されてきた。それは、江戸時代と現代との生活様式の違いを見比べるまでもなく明らかである。そうであるならば、現代にみる寺院の衰退や廃寺を、過疎問題など外的要因に求めることは、見当違いのように思える。むしろ、現代の社会変化に対応できない寺院組織の脆弱性を問題視する方が生産的である。

本論の事例をみても、廃寺に至るきっかけは外的要因であったともいえる。しかし、その外的要因に速やかに対応できる組織体制が寺院側にあったならば廃寺を回避できた可能性は否定できない。江戸時代より今日まで大きな影響力を持つ寺檀制度、そしてそれを維持してきた家制度によって大きな変革の必要性に迫られなかったため、組織の重層性、寺檀制度のあり方などの内的要因による問題を先送り出来た。しかし、ここに来て大きな社会環境の変化により、それに順応できる寺院組織の大きな変革が必要不可欠となりつつある。現代にみる寺院の衰退、廃寺の要因を外的要因に求めている以上、抜本的な解決策はなく、今後も廃寺の増加は避けられない。現在、まだ、大局的には廃寺は一部の問題に過ぎない。そのため、今のうちに新たな体制づくりに取りかかる必要があると考える。

5. まとめ

本論では、寺院のマネジメントを「廃寺」を通じて考察を深めた。寺院マネジメントは世間の関心事でもあり、寺院マネジメントに関する多くの新書が刊行され、週刊誌などで話題になることも多い。しかし、それらの多くは寺院を世俗とは違う特権階級であるかのように示し、興味本位による論述が多い。しかし、実際の寺院マネジメントとは、そのような葬式をするかしないか、寺院が必要か不必要かといった単純な軸ではあらかわせない。長期にわたり「地域のお寺」、「家の菩提寺」として存在してきた寺院である。

一方、僧侶側にも危機感はある。例えば、本論でも繰り返し触れてきた、本願寺派の実施した「第9回宗勢基本調査中間報告」においても、「問37 この寺院（所属寺院）を取り巻く社

会的状況を鑑みて、20年後の寺院の護持・運営について、あなたの見通しに最も近いものに印をつけてください。(ひとつに 印)」という設問に対し、「十分護持・運営できる」と答えた住職は3.1%に過ぎず、「なんとか護持・運営できる」の32.7%を加えても7割近い住職が20年後の経営に危機感を抱いていることがわかる。しかし、同調査からも、その要因を過疎問題に求めがちなのが読み取れる。同調査の項目に過疎が寺院経営に与える影響を聞く項目はあるものの、その他の要因に触れる項目はない。また、住職へのインタビューを通じて聞こえてくる声もやはり過疎に対する懸念である。

しかし、本論で繰り返し述べてきたように、過疎問題は寺院経営の大きな問題のひとつには間違いないが決定的要因ではない。それは鹿児島県の南さつま市の事例でも示したとおりであり、少数の檀家により護持される寺院は全国に数多く存在する。また、社会環境の変化は常であり、その社会環境の変化を廃寺の主たる要因に挙げることは、建設的な意見とはいえない。

つまり、寺院マネジメントの課題は社会環境の変化である外的要因にその要因を求めるのみでなく、寺院組織内の問題である内的要因へも、廃寺要因を求めていくべきではないかと考えるのである。そして、内的要因を明らかにした上での寺院組織の変革が求められる。住職の多くは仏教についての学びは深くとも、マネジメントへの関心は、それほど深くはない。そのため、今までの経営スタイルを継承しがちになる。確かに、今までは、それでもよかったのかも知れない。しかし、日本人の生活様式が大きく様変わりする中、今までの経営スタイルでは寺院経営が立ち行かなくなる。それが、現在少しずつではあるが表面化してきている廃寺問題の根本的な要因であるといえる。

なお、本論においては寺院のイノベーションの必要性に触れるにとどまり、その細かな内容まで踏み込んだ議論には至らなかった。しかし、現在、葬儀に頼らない寺院経営を模索する動きや、寺院を地域のコミュニティの中心にしていこうといった試みが各地でみられる。

これら、新たな寺院の取り組みや檀家の期待する寺院像については、今後の研究の課題とし、後の研究において明らかにするものとする。

参考文献

- 秋田光彦2011『葬式をしない寺 大阪・應典院の挑戦』新潮社。
朝倉喜祐1995『吉崎御坊の歴史』国書刊行会。
一条真也2010『葬式は必要!』双葉社。
大村英昭1996『現代社会と宗教』岩波書店。
大村大次郎2012『お坊さんはなぜ領収書を出さないのか』宝島社。
小谷みどり2009「寺院とのかかわり～寺院の今日的役割とは」『第一生命経済研究所ライフデザインレポート』p28-35。
児玉識1976『近世真宗の展開過程 - 西日本を中心として -』吉川弘文館。
島田裕巳2010『葬式は、要らない』幻冬舎。
高橋卓志2009『寺よ、変われ』岩波書店。
田代尚嗣2011『葬式にお坊さんは要らない』日本文芸社。

千葉乗隆1969「真宗道場と道場主 とくに薩摩地方の諸道場について」『龍谷大学論集』
(391) p25-47.

千葉乗隆1971『中部山村社会の真宗』吉川弘文館。

電通総研・日本リサーチセンター(編)2004『世界60カ国価値観データブック』同友館。

中島隆信2005『お寺の経済学』東洋経済新報社。

中村明蔵2000『薩摩 民衆支配の構造 - 現代民衆意識の基層を探る -』南方新社。

村井幸三2010『お坊さんが隠すお寺の話』新潮社。

森岡清美1962『真宗教団と「家」制度』創文社。

柳田國男1969「毛坊主考」(1914)『柳田國男集第9巻』p333-424, 筑摩書房。

その他の資料

『始良市の統計』2012 始良市。

『宗教年鑑 平成21年版』2011 ぎょうせい。

『宗教年鑑 平成7年版』1995 ぎょうせい。

『寺院興隆』2月号 2012 興山舎。

『浄土真宗本願寺派寺院住所録』2009 浄土真宗本願寺派。

『統計いさ』2011 伊佐市。

『統計みなみさつま』2012 南さつま市企画制作部企画課。

『羽月村郷土誌』2007 大口郷土史誌編さん委員会。

『本願寺鹿児島開教百年史』1987 浄土真宗本願寺派鹿児島教区教務所。

安芸高田市 HP (<http://www.akitakata.jp/site/page/gyousei/introduction/toukei/>) (2012/09/03閲覧)。

伊佐市 HP (<http://www.city.isa.kagoshima.jp/about/gaiyou.html#access>) (2012/09/25閲覧)。

鹿児島県 HP (<http://www.pref.kagoshima.jp/ab04/kyoiku-bunka/bunka/syukyo/e5040602.html>)
(2012/09/15閲覧)。

高岡市 HP (<http://www.city.takaoka.toyama.jp/>) (2012/08/07閲覧)。

総務省 HP 「過疎地域自立促進特別措置法」(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12HO015.html>)
(2012/11/17閲覧)。

総務省 HP (過疎対策)

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm) (2012/
09/21閲覧)。

NET 縁 HP (<http://johobako.hongwanji.or.jp/enishi/info.html>) (2012/08/16閲覧)。

『国勢調査 e-ガイド』(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/useful/u18.htm>) (2012/08/31
閲覧)。

『第9回宗勢基本調査中間報告(単純集計)』『宗報』2010年7月号付録 浄土真宗本願寺派
宗務企画室。

『第157回(2009年11月30日)宗教法人審議会議事録』文化庁 HP

(<http://www.bunka.go.jp/shukyouhoujin/shingikai/gijiroku157.html>) (2012/05/22閲覧)。

福井新聞 (2010年8月4日)。

本願寺新報 (2011年2月10日)。

goo 地図 (<http://map.goo.ne.jp/index.html>)